

# ものづくり産業経済安全保障対応促進事業に係る県内企業実態調査

## 委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するものづくり産業経済安全保障対応促進事業に係る県内企業実態調査委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名

ものづくり産業経済安全保障対応促進事業に係る県内企業実態調査

### 2 事業の趣旨・目的

国において、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関しての安全保障を確保するため、国民の生存に必要不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安全供給確保が特に必要な物資を「特定重要物資」として指定した。

また、技術においても、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要となり得る先端技術の中で、外部に不当に利用された場合等に、国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれのある技術を「特定重要技術」と定め、その中でも特に国が財政支援を通じて育成する技術を「研究開発ビジョン」において27技術定めた。

特定重要物資や特定重要技術（以下「特定重要物資等」という。）においては、国が相当程度の財政的支援を行う見込みであり、今後、我が国において、産業や技術の発展が見込まれる重要な分野であるため、本県においても、県内企業が参入している産業分野、保有技術を明確化し、有効的な産業振興施策につなげる情報基盤を整備していくことが喫緊の課題となっている。

そこで、本業務では、経済安全保障において、国が定めた特定重要物資等に携わる県内ものづくり企業の実態を調査し、県内企業における特定重要物資等のサプライチェーン上の位置づけや関わりを明確にすることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和5(2023)年7月31日(月)

### 4 履行場所

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県産業労働観光部工業振興課

### 5 業務内容

受託者は、本県の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、県との協議を行い、必要に応じて検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

#### (1) 調査対象企業の選定

特定重要物資等に携わる県内企業の実態及びサプライチェーン上の位置づけや関わりを把握するため、より正確かつ詳細な調査となるように調査対象企業を選定すること。

なお、調査対象企業は以下の条件を満たすこと。

- ・製造業に携わり、栃木県内に本社がある企業

- ・製造業に携わり、栃木県内に工場及び事業所がある県外企業
- (2) 調査項目の設計  
特定重要物資等に携わる県内企業の実態及びサプライチェーン上の位置づけや関わりを把握するため、より正確かつ詳細な調査となるように調査項目を選定すること。  
なお、調査項目には以下の項目を含めること。
- ・企業名
  - ・所在地
  - ・企業規模
  - ・取扱品目
  - ・特定重要物資等で携わっている品目
  - ・特徴（保有技術、強み、主要取引先等）
  - ・将来展望
- (3) 調査実施  
調査を行うだけでなく、より多くの回答が見込めるよう、必要に応じて回答催促等を行うこと。
- (4) 結果とりまとめ・分析  
調査で判明した内容を回答者属性別・設問間等で集計・分析を行い、県内企業の実態及び各品目のサプライチェーン上の位置づけや関わりが詳細にわかるように結果を取りまとめること。

## 6 実施計画書及び成果物の提出

- (1) 実施計画書  
乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 成果物  
乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出するとともに、本業務内容に関連して収集・取得した基礎情報、調査結果、バックデータ、その他調査結果の根拠・裏付けとなるデータを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。  
なお、提出を受けたデータの所有権は甲に帰属するものとし、提出を受けたデータは県の産業振興施策を検討する目的の範囲内で、甲及び甲から別途委託を受けた受託者が編集及び加工できるものとする。
- (3) その他  
甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 7 その他

- (1) 乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に本件の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- (3) 仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾

を得ること。

- (5) 契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- (6) 上記(5)に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し乙が、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- (7) 委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (8) 委託業務の実施によって取得した著作権は、甲に帰属する。
- (9) 乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。